

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼4月20日、伊藤勝弘様(豊川市)から魅力ある学校づくりのため、金20万円
▼4月22日、フレンドシップドールプロジェクト会長 間瀬祐一様から教育の充実のため、紙芝居24冊



税

家屋調査にご協力を

㊦1000766

令和3年1月1日以降に新築・増築された家屋の実地調査を行っています。

この調査は、固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価

額を決定するためのものです。税務課職員が自宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調査日時がある場合は、ご連絡ください。

また、本年度も既設家屋の現況確認調査を併せて実施しますので、ご協力をお願いいたします。



公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

㊦1000780

対象の方

令和2年中に公的年金などの支払いを受け、令和3年4月1日現在65歳以上で遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている方

年金から徴収される金額

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。特別徴収対象の方には、市から納税通

知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額は納税通知書で確認してください。

▼税務課 ㊦2335109 FAX 230180

特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和30年4月3日～昭和31年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収(納付書・口座振替)		特別徴収(年金から徴収)		
	納付月	納付額	納付月	納付額	納付月
納付月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	各期:年税額の4分の1		各月:年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	納付月	納付額	納付月	納付額	納付月	納付額
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	各月:前年度分の年税額の6分の1			各月:年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

マイナンバーカードの出張申請受付を行っています ㊦1008312

市職員が企業や団体などへ直接出向き、マイナンバーカードの申請を受け付ける「出張申請受付」を行っています。「仕事が忙しくて時間が作れない」「申請方法が分からない」「市役所まで取りに行くのが面倒」という方も、出張申請受付をご利用いただければ、市役所に出向くことなくマイナンバーカードの申請・受け取りができます。

対象

- 市内に事業所・事務所を置く企業など
- 市内の団体(自治会、各種サークル活動団体など)

申込条件

- 申請者が10名以上見込まれる企業、団体
- 申込団体が申請受付を実施する会場や机・椅子・電源(コンセント)の用意ができること
- 市内に住民登録があること
- 申請日から2カ月以内に市外への転出予定がないこと
- 申請者本人が(15歳未満の方および成年被後見人の方は法定代理人とともに)受付会場に来ることができること
- 本人限定受取郵便でマイナンバーカードの受け取りができること(郵便局の転送サービスを利用している場合は郵送できません)

▶市民課 ☎23-3511

申請受付のときに必要なもの

- 個人番号通知カード(失くした方は当日紛失届の記入が必要)
- 受取人本人であることが確認できるもの(現住所記載の顔写真付き身分証明書を含む2点)
 - 顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど)
 - ①以外の身分証明書(健康保険証、年金手帳など)
- 個人番号カード交付申請書および住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

申請受付のときに決めること

- 暗証番号
 - 英数字6文字以上16文字以内
 - 数字のみ4桁

その他

日程などは申込団体と調整し決定します

